

財政運営指針について

財政運営指針策定の目的

持続可能な行財政運営の実現のため、財政状況を評価し、適切な対策を講じるための指針を定める。財政部局における予算査定の指針とするほか、主要事業の事務事業評価や、公共施設の個別施設計画において、事業や施設の必要性和財政状況とを比較して検討する際の指針とすることを目的とする。

1. 評価基準等

1-1 財政状況の評価基準

財政状況の評価基準は、【評価基準表】（表1）の通り。目標を6段階に分けて設定し、それぞれの指標について達成状況に応じて評価する。評価に基づく財政運営指針をあらかじめ定め自律的な財政運営を行う。

【評価基準表】（表1）

各指標においていずれか一つでも該当するものがあれば、そのうち最も下位のレベルで評価する

判定	目標レベル	財政状況の評価	財政運営指針（支出の制限）	評価指標		
				財政調整基金 年度末残高	各種財政指標	その他
良好	6	資産の老朽化への備えがある	効率的・効果的に事業を執行する			
	5	将来負担への備えがある	資産の老朽化に備え選択と集中を行う		有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の悪化が懸念される場合	資産の老朽化による将来的な財政負担に懸念がある場合
懸念	4	現在の収支が均衡している	将来負担に備え支出を抑制する	別途定める【将来負担に備えた目標額】を下回った場合	将来負担比率に継続して悪化傾向が見られる場合。	将来世代に負担を先送りする具体的な懸念事項がある場合（適正な世代間負担の平準化を除く）
	3	現在の収支に不均衡がある	事業廃止を含め段階的に収支を改善する	【標準財政規模の30%相当額】を下回った場合	別途定める【基準年度】からの実質単年度収支の累計額が赤字の場合	現在の収支に具体的な懸念事項がある場合
危険	2	財政状況が悪化している	事業廃止を行い直ちに財政状況を改善する	【10億円】を下回った場合、もしくは3か年度連続で【標準財政規模の30%相当額】を下回った場合	実質公債費比率が18%に抵触する恐れがある場合	財政状況に重大で具体的な懸念事項がある場合
	1	財政状況が危険な状態	財政再建を最優先	【標準財政規模の20%相当額】を下回った場合、もしくは3か年度連続で【10億円】を下回った場合	健全化判断比率が早期健全化基準に抵触する恐れがある場合	財政状況が何らかの事情により差し迫って危険な状態にあると判断される場合

※ 【標準財政規模の〇%相当額】は、下記の計算式により、標準財政規模に当該年度の実質収支の多寡を補正した額をいう。

【標準財政規模の〇%相当額】＝標準財政規模×（【標準的な実質収支比率】＋〇%）－実質収支

なお、【標準的な実質収支比率】は、財政担当課長が別途定める期間における実質収支比率の平均値とする。

※ 表内の【10億円】は、財政担当課長が適当と判断した場合には、【標準財政規模の25%相当額】と読み替えるものとする。

※ 別途定めるとした内容は、当該年度における「財政担当課長の定める基準」による。

1-2 財政改善の実施基準

具体的にどのように事業や施設の縮減、凍結、廃止等を決定するかについて、財政改善策の実施基準をあらかじめ定める。財政改善が必要になった際に迅速に意思決定ができるようするほか、事業等の廃止等の基準が明確になり、その基準に抵触しないよう予防的な財政運営を行うことが期待される。

A.事務事業評価における財政改善策の実施基準

主要事業を以下の4つの区分に分類する。

- ①義務的事業 …法令等の定めにより市町村が必ず実施しなければならない事業
- ②準義務的事業 …義務的事業に準ずると判断される事業
- ③標準的事業 …義務的な性質はないが、自治体が標準的に実施するものとされる事業
- ④政策的事業 …義務的な性質がなく、もっぱら政策的理由により実施される事業

分類に応じ、財政状況の評価基準における目標レベルと比較して、上位の目標レベルを達成するための事業の整理を行う。

【財政改善の実施基準表(主要事業)】(表2)

評価	目標 レベル	評価	財政運営指針	義務的 事業	準義務的 事業	標準的 事業	政策的 事業
良好	6	資産の老朽化への 備えがある	効率的・効果的に 事業を執行する	継続	継続	継続	継続
	5	将来負担への 備えがある	資産の老朽化に備え 選択と集中を行う	継続	継続	継続	継続
懸念	4	現在の収支が 均衡している	将来負担に備え 支出を抑制する	継続	継続	継続	抑制
	3	現在の収支に 不均衡がある	事業廃止を含め 段階的に収支を 改善する	継続	継続	抑制	廃止 検討
危険	2	財政状況が 悪化している	事業廃止を行い 直ちに財政状況を 改善する	継続	抑制	廃止 検討	廃止 候補
	1	財政状況が 危険な状態	財政再建を最優先	継続	廃止 検討	廃止 候補	原則 廃止

B.個別施設計画における財政改善策の実施基準

公共施設を以下の4つの区分に分類する。

- ①義務的施設 …法令等の定めにより市町村が必ず整備しなければならない施設
- ②準義務的施設 …義務的施設に準ずると判断される施設
- ③標準的施設 …義務的な性質はないが、自治体が標準的に整備するものとされる施設
- ④政策的施設 …義務的な性質がなく、もっぱら政策的理由により整備される施設

分類に応じ、財政状況の評価基準における目標レベルと比較して施設の方針を整理する。

また、公共施設の維持に要する費用のうち、投資的経費については、中長期的な施設の方針を踏まえたうえで実施の要否を決定する必要がある。そのため、現在の財政状況において維持可能な年数を判定することにより、過大な投資を抑制し、投資的事業の効率的な実施を実現する。

【財政状況に応じた公共施設の方針】(表3)

財政状況の評価				施設分類ごとの方針			
判定	目標 レベル	評価	財政運営方針	義務的施設	準義務的施設	標準的施設	政策的施設
良好	6	資産の老朽化への備えがある	効率的・効果的に事業を執行する	維持・更新	維持 (更新検討)	維持 (更新検討)	維持 (更新検討)
	5	将来負担への備えがある	資産の老朽化に備え選択と集中を行う	維持・更新	維持 (更新検討)	維持 (更新検討)	維持 (20年程度)
懸念	4	現在の収支が均衡している	将来負担に備え支出を抑制する	維持・更新	維持 (更新検討)	維持 (20年程度)	維持 (20年程度)
	3	現在の収支に不均衡がある	事業廃止を含め段階的に収支を改善する	維持・更新	維持 (20年程度)	維持 (20年程度)	維持 (10年程度)
危険	2	財政状況が悪化している	事業廃止を行い直ちに財政状況を改善する	維持・更新	維持 (20年程度)	維持 (10年程度)	維持 (10年程度)
	1	財政状況が危険な状態	財政再建を最優先	維持・更新	維持 (10年程度)	維持 (10年程度)	廃止

施設方針ごとの投資的事業の実施方針		
施設方針	投資的事業の実施方針	投資的事業を実施する目安
廃止	直ちに施設を廃止するなどして財政状況を改善させる。	行わない
維持 (10年程度)	最低限の投資的事業に留める。財政状況が改善しない場合は、民間譲渡や施設の廃止等により財政状況を改善する。	耐用年数 10年未満
維持 (20年程度)	当面維持するために必要な投資的事業に留め、原則として建替えや大規模改修などは実施しない。	耐用年数 20年未満
維持 (更新検討)	建物の建替えや大規模改修も含め、施設の機能を維持するために必要な投資的事業の実施を検討する。	制限なし
維持・更新	建物の建替えや大規模改修も含め、施設の機能を維持することを前提に投資的事業を実施する。	制限なし

※廃止…民間譲渡等を含む。町が施設を維持しないことを意味する。

※更新…建替えや大規模改修等。

投資的事業の実施方針については、投資により形成される固定資産の耐用年数により判定する。それにより、施設全体の残寿命が統一され、施設の廃止時期の目安が示されることとなる。

1-3 財政改善策の実施の決定

上記の「財政改善策の実施基準」に基づき、主要事業及び公共施設における財政改善策を検討することとなるが、その具体的な検討はそれぞれ以下の委員会により行い、町長が決定する。

- A. 主要事業 … 事務事業評価委員会
- B. 公共施設 … 行政改革検討委員会（令和6年度）

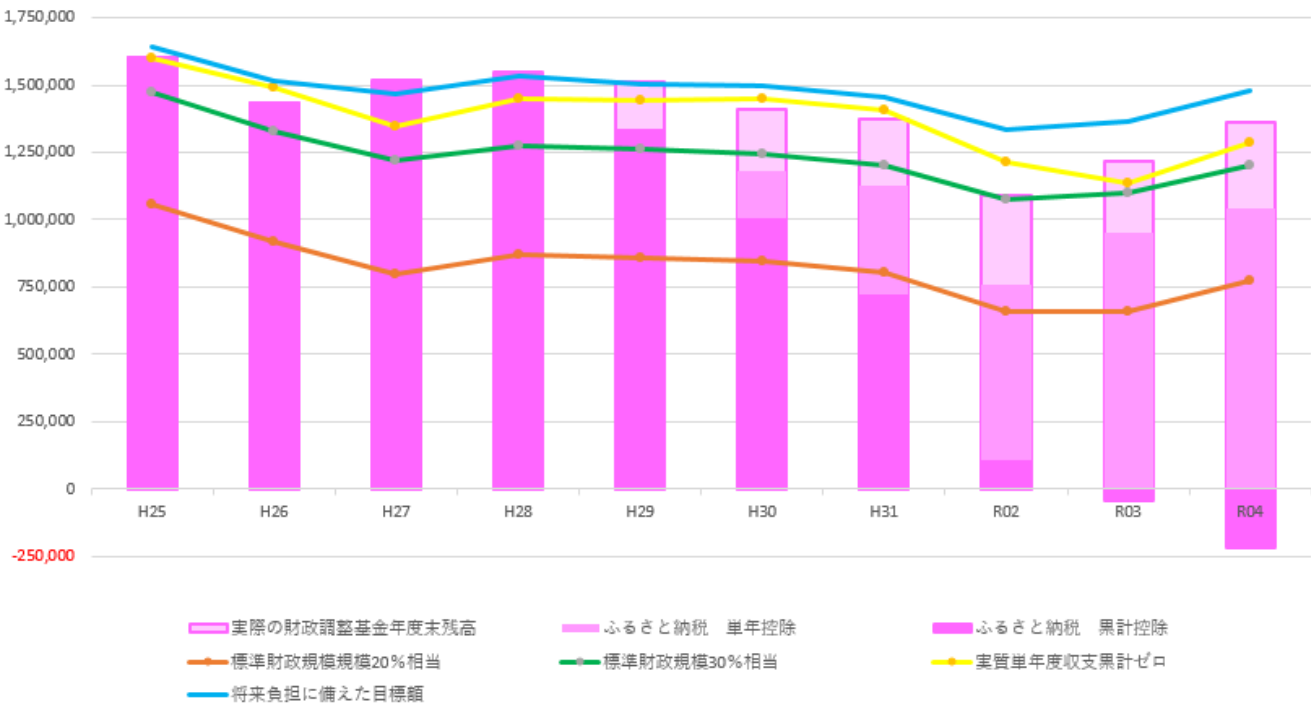
なお、「財政改善策の実施基準」は、財政状況に照らし、事業削減等の必要性を判断するための目安であり、事業や施設の廃止等を具体的に決定するものではない。実際の具体的な検討は、上記委員会が行い、町長が決定する。「財政改善策の実施基準」と異なる判断をする場合は、その理由等を明確にすることにより、財政状況と個別の判断の整合をどのように図るのかを明らかにする。

2.現状分析と評価

2-1 令和4年度までの決算状況の総括分析

図は、財政調整基金年度末残高を各目標値と比較するために、財政調整基金年度末残高と実質単年度収支の乖離の年度間のばらつきを目標値に対し補正したものである（単位はいずれも千円）。

財政調整基金年度末残高 目標達成状況



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
実際の財政調整基金年度末残高	1,601,000	1,432,000	1,518,000	1,505,000	1,514,000	1,409,548	1,372,326	1,091,781	1,216,820	1,360,749
ふるさと納税 単年控除	1,601,023	1,431,524	1,514,519	1,555,019	1,287,104	1,180,862	1,125,716	757,629	949,685	1,041,549
ふるさと納税 累計控除	1,601,023	1,431,547	1,514,066	1,551,085	1,333,189	1,000,051	716,219	101,522	-40,574	-215,845
標準財政規模 30%相当	1,473,043	1,327,713	1,218,300	1,273,615	1,262,090	1,246,390	1,203,503	1,074,110	1,102,355	1,199,669
標準財政規模 20%相当	1,055,788	919,777	800,673	867,511	857,220	848,270	804,953	659,219	661,638	771,790
実質単年度収支 累計ゼロ	1,601,000	1,493,346	1,344,755	1,446,653	1,440,118	1,451,706	1,407,082	1,211,626	1,135,457	1,284,676
将来負担に備えた目標額	1,639,141	1,514,524	1,465,024	1,533,121	1,501,375	1,495,340	1,456,568	1,334,280	1,364,704	1,477,876

標準財政規模	4,172,550	4,079,360	4,176,265	4,061,045	4,048,702	3,981,206	3,985,503	4,148,905	4,407,170	4,278,785
実質収支	213,885	321,539	470,130	368,232	374,767	363,179	407,803	603,259	679,428	530,209
実質単年度収支		-61,346	234,591	-114,898	15,535	-116,040	7,402	-85,089	201,208	-5,290

また、ふるさと納税による影響を除いた場合の実質収支を試算し、実際の実質収支との差額を財政調整基金残高に反映させることで、疑似的にふるさと納税が与える影響を描画した。試算は、その年度のみふるさと納税の影響を排除したものと、前年度以前の影響も排除したものの二通りを行った。

【分析】

財政調整基金と補正後の目標値を比較したところ、平成25年度以降の実質単年度収支累計額ゼロという目標は、令和4年度現在では達成することができている。また、標準財政規模の30%相当額の二つの指標

については、全ての年度において達成することができている。以上のことから、一定の水準の目標は達成することができていると評価できる。

一方で、これは平成 28 年度以降大幅に増加しているふるさと納税による歳入によってもたらされたものである点には留意する必要がある。ふるさと納税が収支に与えている影響を財政調整基金年度末残高から控除した場合、単年度のみ影響を見ても、平成 30 年度以降は標準財政規模 30%相当という目標を大きく割り込むこととなる。また、ふるさと納税が収支に与える影響の累計額を財政調整基金から控除した場合、令和 3 年度には財政調整基金年度末残高が底をつくこととなる。このことから、ふるさと納税なしには現在の歳出規模は維持することができないことが明らかである。

ふるさと納税は、寄附者の自由意志に基づくものであり、また比較的新しい制度で流動的な側面があることから、税収等に比べ不安定な財源と言わざるを得ない。令和 4 年度現在、寄附額は右肩上がりで見られているため、そのリスクが顕在化していないが、寄附額の増加が頭打ちとなり、年度によって寄附額に増減が出てくるとなると、財政運営に与える影響は深刻なものとなる。

ふるさと納税を有効に活用しながらも、年度による増減の影響を抑えるために、ふるさと納税への依存を弱める必要があり、そのためには、湯沢こころのふるさと基金からの繰入額を抑え、基金へ積み残すことで、年度間の変動が財政運営に与える影響を緩和させるなどの措置が考えられる。

2-2 令和 4 年度時点における財政状況の評価

ふるさと納税への依存度が高く、財政運営上具体的な懸念があることから、令和 4 年度決算時点における財政状況の評価は「懸念」の【目標レベル 3】に該当するものとして評価する。

【評価基準表】 令和6年度時点における評価（着色部）

各指標においていずれか一つでも該当するものがあれば、そのうち最も下位のレベルで評価する

判定	目標 レベル	財政状況の 評価	財政運営指針 (支出の制限)	評価指標		
				財政調整基金 年度末残高	各種財政指標	その他
良好	6	資産の老朽化への 備えがある	効率的・効果的に 事業を執行する			
	5	将来負担への 備えがある	資産の老朽化に備え 選択と集中を行う		有形固定資産減価償却率 (資産老朽化比率)の悪化が 懸念される場合	資産の老朽化による将来的 な財政負担に懸念がある場 合
懸念	4	現在の収支が 均衡している	将来負担に備え 支出を抑制する	別途定める【将来負担に備 えた目標額】を下回った場 合	将来負担比率に継続して悪 化傾向が見られる場合。	将来世代に負担を先送りす る具体的な懸念事項がある 場合（適正な世代間負担の 平準化を除く）
	3	現在の収支に 不均衡がある	事業廃止を含め 段階的に収支を 改善する	【標準財政規模の30%相当 額】を下回った場合	別途定める【基準年度】か らの実質単年度収支の累計 額が赤字の場合	現在の収支に具体的な懸念 事項がある場合
危険	2	財政状況が 悪化している	事業廃止を行い 直ちに財政状況を 改善する	【10億円】を下回った場 合、もしくは3か年度連続 で【標準財政規模の30%相 当額】を下回った場合	実質公債費比率が18%に抵 触する恐れがある場合	財政状況に重大で具体的な 懸念事項がある場合
	1	財政状況が 危険な状態	財政再建を最優先	【標準財政規模の20%相当 額】を下回った場合、もし くは3か年度連続で【10億 円】を下回った場合	健全化判断比率が早期健全 化基準に抵触する恐れがあ る場合	財政状況が何らかの事情に より差し迫って危険な状態 にあると判断される場合

※ 【標準財政規模の〇%相当額】は、下記の計算式により、標準財政規模に当該年度の実質収支の多寡を補正した額をいう。

【標準財政規模の〇%相当額】＝標準財政規模×（【標準的な実質収支比率】＋〇%）－実質収支

なお、【標準的な実質収支比率】は、財政担当課長が別途定める期間における実質収支比率の平均値とする。

※ 表内の【10億円】は、財政担当課が適当と判断した場合には、【標準財政規模の25%相当額】と読み替えるものとする。

※ 別途定めるとした内容は、当該年度における「財政担当課長の定める基準」による。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等（基準財政収入額の算定対象とされた税収入額）に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

実質収支

形式収支（歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差引いた額）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支（実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

早期健全化基準・財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、公表した年度末までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、公表した年度末までに「財政再生計画」を定めなければならない。

将来負担比率

「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の「標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額」に対する比率。

実質公債費比率

「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金」の「標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額」に対する比率。この比率が18%以上になると地方債を発行するにあたり総務省の許可を得なければならない。

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物や工作物など）の取得価格に対する減価償却の割合。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

目標値に関する補足

●財政調整基金年度末残高目標としての「標準財政規模の〇%相当額」の考え方について

実質赤字比率が 20%となった場合に財政再生基準に抵触するため、これに相当する赤字額に対し財政調整基金からの繰入で対応するためには、標準財政規模の 20%の残高が必要となる。また、これに加えて大規模な自然災害等の緊急時の備えとして 10%を確保するために、標準財政規模の 30%を標準的な目標として定める。

なお、財政調整基金年度末残高は実質収支と相関関係にあるため、残高の目標値は以下の算式により求める。

$$\text{【標準財政規模の〇%相当額】} = \text{標準財政規模} \times (\text{【標準的な実質収支比率】} + \text{〇\%}) - \text{実質収支}$$

なお、【標準的な実質収支比率】は、財政担当課長が別に定める期間における実質収支比率の平均値とする。

財政担当課長の定める基準

湯沢町財政運営指針において、財政担当課長が定めるとした基準について以下の通り定める。

●実質単年度収支の累計額の基準年度

実質単年度収支の累計額の基準年度は、平成 25 年度とする。

●標準的な実質収支比率の算定に用いる期間

標準財政規模を基準とした目標額の算出にあたり用いる標準的な実質収支比率の算定に用いる期間は平成 25 年度から令和 4 年度の 10 年間とし、当該期間における実質収支比率の平均値により標準的な実質収支比率を算定するものとする。なお、上記により、令和 6 年度における標準的な実質収支比率は 10.43%とする。

●財政調整基金年度末残高目標額における【将来負担に備えた目標額】

当該年度における【将来負担に備えた目標額】の算出方法は以下の通りとする。なお、特に指定がない限りは当該年度の数値を用いることとし、当該年度をN年度と表記する。

$$\text{【将来負担に備えた目標額】} = \text{【標準財政規模の 30\%相当額】} + (A \times (B/C)) / 10$$

A…将来負担額－（将来負担額に充当可能な財源－充当可能基金）

B…N+1 年度から N+11 年度における一般会計の元金償還予定額の合計

C…一般会計における地方債現在高